

畜産とくトク情報

平成 14 年 12 月 12 日
(通算第 41 号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
026-235-7232

長野県における 24 か月齢以上の死亡牛の 検査体制について

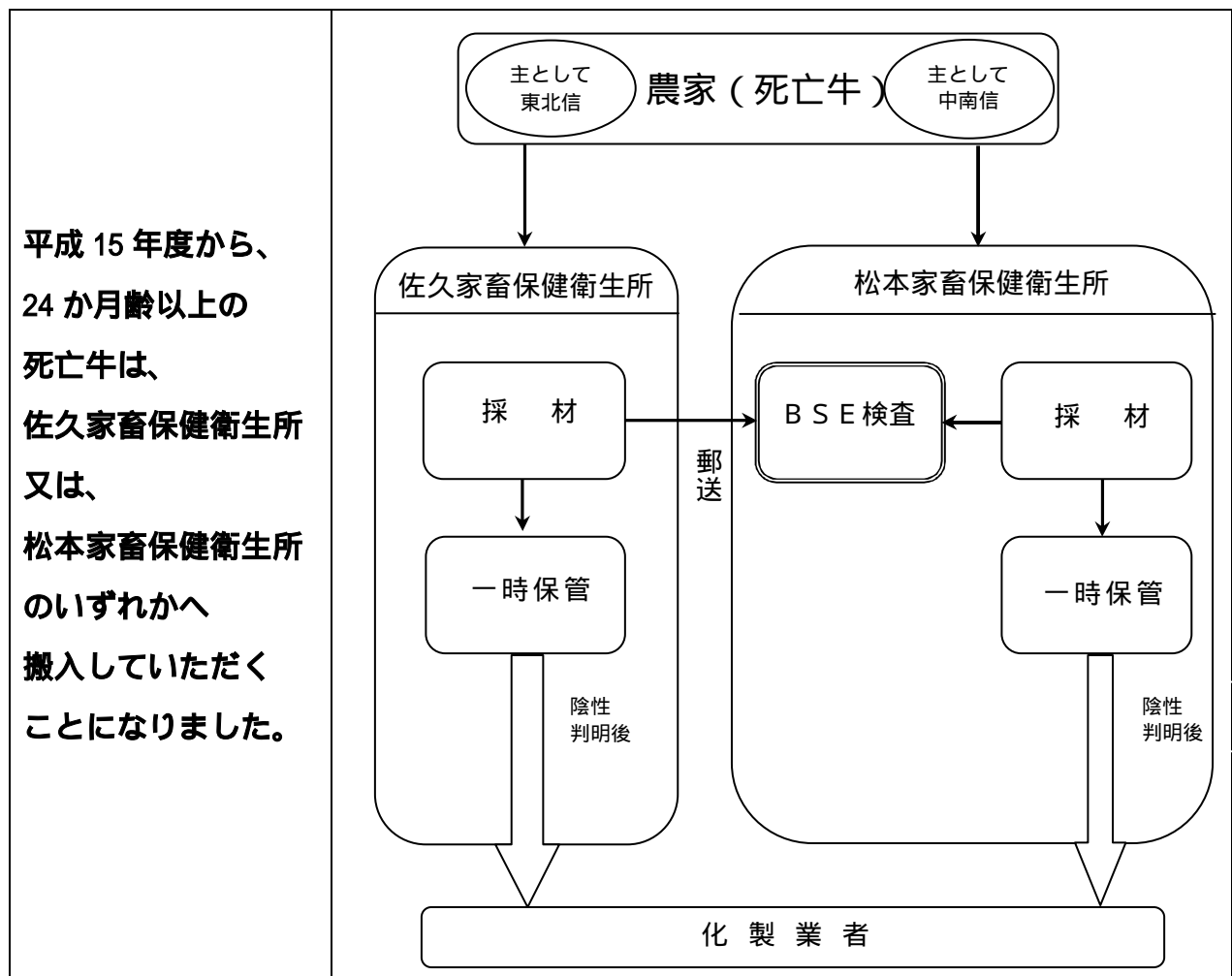
お知らせ

さきで開催された「第 6 回長野県牛海綿状脳症対策本部会議」において、長野県における検査体制が以下のとおり決定されましたのでお知らせします。

また、「長野県 B S E 監視検査推進協議会」が設立され、関係機関・団体が連携し死亡牛検査、処理を円滑に推進していくことになりました。

今後、各家畜保健衛生所ごとに本協議会の支部を設立し、検査開始に向けた具体的準備を進めることにしております。

なお、検査に係る手数料等については、決まり次第お知らせします。



死亡した牛の届出と検査

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年 7 月 4 日施行)に基づき、満 24 か月齢以上の死亡牛を検索した獣医師(獣医師がない場合は死体の所有者)は、その地域を管轄している家畜保健衛生所に届け出ることが平成 14 年 7 月 4 日から義務づけられています。

また、平成 15 年度から、満 24 か月齢以上の死亡牛は、家畜伝染病予防法に基づく B S E 検査を受けることとなります。

(衛生係)

飼料中に含まれるカビ毒に注意しましょう！

国の独立行政法人肥飼料検査所が県内の製造業者に対し、平成14年度の立入検査を実施した結果、「肉豚肥育用配合飼料」から『ゼアラレノン』が暫定許容値を超えて検出されています。

ゼアラレノンは、飼料原料であるマイロ等に含まれるカビ毒で、高濃度に飼料に含まれた場合、特に豚の繁殖障害を引き起こすことが知られています。

農家の皆さんは、マイロを多く含む飼料を給与した豚に、ゼアラレノンによる中毒が疑われる症状が見られた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に御相談ください。

ゼアラレノンとは

マイロ等に発生するカビ（真菌）が生成する第二次代謝産物で、動物または動物細胞に有毒な作用を示す化合物であるマイコトキシン（カビ毒）の一種であり、本年3月に米国産マイロで検出されたことを受け、国により飼料中の暫定許容値が設定されました。豚は特に感受性が高く、外陰部の肥大や死・流産等の繁殖障害を引き起こすとされています。

牛と羊でも繁殖障害の事例が報告されています。

〔豚に対する影響〕

飼料中に含まれる毒素量が1～5ppmで、卵巢萎縮、乳腺肥大、睪丸萎縮等が発症し、繁殖障害を引き起こすとされています。

検査結果の概要

製造年月日	製造飼料銘柄	検出値	暫定許容値 (最大値)
平成14年10月3日	肉豚肥育用配合飼料 「くみあい配合飼料エコポーケC」	1.42 ppm	1.0 ppm

今回、ゼアラレノンが検出されたロット分のうち、出荷されたものについては既に製造業者により自主回収がされております。

なお、当該業者が製造している「繁殖豚用配合飼料」の原料にはマイロは使用されていません。

御不明な点等がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所又は畜産課
草地飼料係へ御相談ください。

(草地飼料係)